

川内川河川整備計画懇談会 規約

(名称)

第1条 この会は、『川内川河川整備計画懇談会』（以下「懇談会」という）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、「川内川水系河川整備計画（国管理区間）」に基づいた事業の実施に際して、河川整備計画のフォローアップを行うことを目的として国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所長（以下「事務所長」という）が設置する。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は、川内川流域に関し、学識経験を有する者のうちから、事務所長が委嘱する。

2 懇談会が必要と認めた場合は、委員を選任できる。

(委員長)

第4条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(運営)

第5条 懇談会は、事務局が召集する。

2 意見交換に必要な資料は事務局が提供する。

3 懇談会は、意見交換に必要な資料の提供を事務局に求めることができる。

4 懇談会は、委員以外の者を招集し意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 事務局を川内川河川事務所調査課に置く。

2 事務局は、懇談会の事務を処理する。

(議事内容の公開)

第7条 議事内容の公開及び方法については、懇談会に諮り懇談会が決定するものとする。

(規約の改正)

第8条 規約の改正は、懇談会において決定する。

(附 則) この規約は、平成22年 2月24日から施行する。